

令和7年度第3回子ども・子育て会議資料
令和8年1月8日
子ども家庭部保育課

渋谷区が補助金整備施設について是正要求を行った法人に対する 杉並区の対応等について

昨年11月、渋谷区の補助金等を活用して病児保育などを行う複合施設を整備・運営する事業者に対し、渋谷区が是正の要求を行った旨の報道がありました。このことを踏まえた杉並区の対応について、以下のとおり報告します。

1 事業者への是正要求の概要

○事業者：認定特定非営利活動法人フローレンス

(平成29年に、渋谷区が当該施設の整備・運営事業者として決定)

○対象施設：病児保育室、認可保育所などを併設する複合施設

○事案の概要：同法人は当該施設整備の補助金交付に当たり、渋谷区に対して「抵当権」を設定すると申請していたが、補助金の要綱等において設定することができない「根抵当権」と登記していたことが分かったため、登記簿を修正するよう求めた。

2 杉並区の対応について

○杉並区内において同法人が整備・運営する小規模保育事業所2施設について、補助金の交付状況及び施設の契約状況を確認し、本事案と同様のことはないことを確認した。

○この2施設については、子ども・子育て支援法に基づく指導検査を、令和5年9月(1施設)、令和6年9月(1施設)に実施しており、令和5年に検査した施設については、今月下旬に指導検査を実施予定である。

○杉並区内において同法人が運営する児童発達支援事業所については、障害者部門において、今月下旬に実地指導を実施予定である。